

# 保育料無償化における預かり保育料について

○令和元年10月から**保育料及び預かり保育料**(満3歳児は非課税世帯のみ対象)が**無償化の対象**となります。保育料は無償となり、預かり保育料は**保育の必要性の認定を受けた方のみ**、その一部又は全額が給付されます。給付方法は次のとおりです。

## 預かり保育料

○償還払方式(保護者支払い分について、請求に基づき市が直接給付する方式)となります。一度利用料を園にお支払いただき、上限額以内の利用料を、指定された各個人の口座へ、後日給付します。

### <給付額の算出方法>

手順①	1日当たりの単価 450円 × 利用日数		日	=	㉗	円	
手順②	当月の上限額	㉗と11,300円(*)のいずれか小さい金額 (*)満3歳児クラスの非課税世帯は16,500円				㉘	円
給付額	当月の利用料 (施設に支払った額)	円	と	㉘	円	いずれか小さい金額	㉙ <b>給付額</b> 円

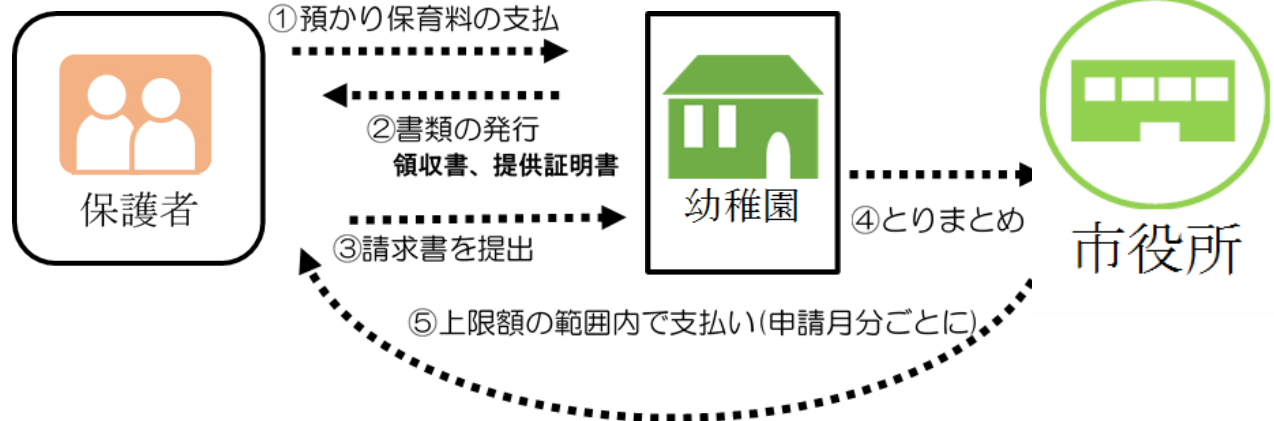
【提出書類】①振込口座登録書(初回のみ)

②請求書 ※同一年度内分は、まとめて請求することも可能です。

【提出先】各幼稚園(園が指定する期限まで)

【振込日】請求書受付月の翌々月の末日まで

## 預かり保育料(イメージ)



※無償化の対象となるためには、保育の必要性の**認定を受ける必要があります**が、預かり保育の利用については、従前と同様にご利用いただけます。